

別添1

運賃料金の設定は申請者の経営判断となります。例として下表のような設定が考えられます。

運賃料金表(参考例)

1. この運賃及び料金は、タクシー事業者(ハイヤー及び1人1車制個人タクシーを含み、一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業)の許可事業者を除く)がタクシー車両(福祉輸送事業の用に供する車両を除く)を用いて、一般貨物自動車運送事業の許可を得て食料・飲料の運送に係る貨物を運送する場合に適用します。

例1 固定額

1個1回あたり ■■円(消費税込み)

例2 距離制運賃

距離	運賃(消費税込み)
〇〇kmまで	■■円
〇〇kmまで	■■円
〇〇kmまで	■■円
〇〇kmまで	■■円
以降〇kmを増すごとに	■円加算

例3 サイズ制運賃

縦・横・高さの合計	運賃(消費税込み)
〇〇cmまで	■■円
〇〇cmまで	■■円
〇〇cmまで	■■円
〇〇cmまで	■■円
〇〇cmまで	■■円

例4 重量制運賃

重量	運賃(消費税込み)
〇〇kgまで	■■円
〇〇kgまで	■■円
〇〇kgまで	■■円
〇〇kgまで	■■円
〇〇kgまで	■■円

上記はあくまで例であり、実際に適用する運賃を記入すること。
また、運賃については税込み額で記入すること。

2. 料金

※ 運賃とは別に別途料金を設定する場合に記載すること。

上記は最低限の事項の例を示しており、適宜必要と考えられる事項を記載すること。

別添2

一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の運賃料金適用方 (固定額の参考例)

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、タクシー事業者(ハイヤー及び1人1車制個人タクシーを含み、一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業)の許可事業者を除く)がタクシー車両(福祉輸送事業の用に供する車両を除く)を用いて、一般貨物自動車運送事業の許可を得て食料・飲料の運送に係る貨物を運送する場合に適用します。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(計算の順序)

3. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

①個数による運賃の計算

②諸料金(端数処理を含む)の計算

(その他)

4. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

別添2

一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の運賃料金適用方 (距離制の参考例)

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、タクシー事業者(ハイヤー及び1人1車制個人タクシーを含み、一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業)の許可事業者を除く)がタクシー車両(福祉輸送事業の用に供する車両を除く)を用いて、一般貨物自動車運送事業の許可を得て食料・飲料の運送に係る貨物を運送する場合に適用します。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(運賃計算の方法)

3. 運賃は発地から着地までの運送距離によって、運賃表に掲げてある金額により計算します。
なお、〇〇kmに満たない走行キロは〇〇kmに切り上げて計算します。

(計算の順序)

4. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①運送距離による運賃の計算
- ②諸料金(端数処理を含む)の計算

(その他)

5. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

別添2

一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の運賃料金適用方 (サイズ制の参考例)

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、タクシー事業者(ハイヤー及び1人1車制個人タクシーを含み、一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業)の許可事業者を除く)がタクシー車両(福祉輸送事業の用に供する車両を除く)を用いて、一般貨物自動車運送事業の許可を得て食料・飲料の運送に係る貨物を運送する場合に適用します。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(運賃計算の方法)

3. 運賃は運送しようとする貨物の大きさによって、運賃表に掲げてある金額により計算します。
なお、〇〇cmに満たない貨物は〇〇cmに切り上げて計算します。

(計算の順序)

4. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①貨物の大きさによる運賃の計算
- ②諸料金(端数処理を含む)の計算

(その他)

5. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

別添2

一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の運賃料金適用方 (重量制の参考例)

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、タクシー事業者(ハイヤー及び1人1車制個人タクシーを含み、一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業)の許可事業者を除く)がタクシー車両(福祉輸送事業の用に供する車両を除く)を用いて、一般貨物自動車運送事業の許可を得て食料・飲料の運送に係る貨物を運送する場合に適用します。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(運賃計算の方法)

3. 運賃は運送しようとする貨物の重量によって、運賃表に掲げてある金額により計算します。
なお、〇〇kgに満たない重量は〇〇kgに切り上げて計算します。

(計算の順序)

4. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①貨物の重量による運賃の計算
- ②諸料金(端数処理を含む)の計算

(その他)

5. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。